「いじめ」とは？

いじめは、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法で、次のように定義されています。「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などもいじめの種類に追加されています。

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法より抜粋】

つまり、いじめとは…

●加害者と被害者が知り合い同士である

●被害者が「嫌な気持ちになった」「痛い思いをした」など心身の苦痛を感じているもの

●心理的または物理的な影響を与える行為である

精神的な苦痛は目に見えないため、一見仲よさそうに見えても、実はいじめられていることも考えられます。

本人は「そんなつもりではなかった」「相手も笑っていたから…」といじめるつもりではなくても、加害者になってしまうケースがあります。普段から人を気遣う言動ができるように心がけておくことが重要です。

こんなことも「いじめ」になります。

からかわれたり、嫌なことを言われたりする。

仲間はずれ、無視される。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。

物を隠される、壊される、傷つけられる。

ひどく蹴られたり、プロレス技をかけられたりする。

嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる

インターネット上で悪口などを書かれる。

いじめ認知件数…？

深刻ないじめを認知した数ではなく、いじめかどうか迷うような、些細なトラブルもいじめの初期段階としての検討をふまえ、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」にあたると判断されたものすべての数字が「認知件数」です。深刻なトラブルが多いという報告ではなく、学校がどんな些細なトラブルもいじめに発展する可能性があると捉え、丁寧な対応を行った件数の報告のことです。

家庭用いじめ発見チェックリスト

家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんが多いと思われます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめている側になっていることも含め、いじめを発見するために、下記の項目を参考にチェックしてみてください。

【茨城県教育委員会資料　参考】

登校するまでの様子

- □ 朝、なかなか起きてこない。
- □ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- □ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- □ 登校時間が近づくと、体調不良を訴えて登校を渋る。
- □ 友達の荷物を持たされている。
- □ １人で登校するようになる。
- □ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- □ 服の汚れや、破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- □ すぐに自分の部屋にこもり、なかなか出てこない。外出したがらない。
- □ いつもより帰宅が遅い。
- □ 電話に出たがらない。
- □ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- □ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- □ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

持ち物の変化

- □ 自転車や持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- □ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- □ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- □ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- □ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（ＳＮＳなど）を気にする。
- □ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- □ 親と視線を合わせない。
- □ 家族と話をしなくなる。
- □ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

家庭においてお願いしたいこと

子どもと過ごす時間をつくる

親と子どもの時間が合わないために、一緒に過ごす時間が少なくなっていませんか。学年が進んでも、家族と過ごす時間は大切です。家族で少しずつ調整して、食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を利用したりして、学校の話や友達、将来について話す時間をつくってみてください。

子どもが話をしてきたら

ぜひ、その時に話をしっかり聴いてあげてください。
そのときに、
・子どもの思いを大切に
・落ち着いてあせらずに
を大切にしてみてください。

とはいうものの…

ＳＮＳなどの利用も含め、子どもたちの世界は見えにくくなっています。ちょっとでもおかしいかな？と感じられたら気軽に学校にご相談ください。

いじめのない学校づくり

●いじめが起きにくい学校に

子どもたちの居場所や、活躍の場をつくります。
いじめ防止学習など予防的な活動を実施します。
アンケートなどを実施して、いじめの把握に努めます。

●いじめが疑われたら

①いじめの情報

生徒のみなさんは、いじめかな？と思ったらどの先生でもいいので知らせてください。話しにくい場合は友達や家の人に伝えてください。保護者の方は学校に連絡してお知らせください。解決に向けて相談します。

②実態把握

・誰が？・誰を？・いつ？・どこで？・どんなことがあったか？・きっかけは？・期間は？
など詳しく事情を聴かせてもらいます。見ていた人や周りにいた人、場合によっては家の人にも話を聴くことがあります。

生徒のみなさんがよく言う「呼び出し」ではありません。この段階では指導ではなく、あくまで実態把握のために話を聴いていきます。いじめをなくすために協力してください。

●いじめと認知したら

③対策委員会

対応方針と体制を検討します。
解決に至るまで何回も対策委員会を開きます。

【対策委員会のメンバー】
関係する学年や学級の先生・生徒指導主事・校長・教頭・養護教諭・教育相談担当の先生など

④保護者と連携

いじめを受けた生徒、した生徒などの保護者に連絡をして、生徒から聴いた内容等についてお知らせします。その上で、どのように対応していくか考えたり、協力して指導したりしていきます。

【　保護者との協力の例　】
いじめを受けた生徒：子どもの安全と安心を確保することを最優先に、子どもの気持ちに寄り添いながら学校と保護者が解決に向けて力を合わせる。
いじめをした生徒　：「なぜしてしまったのか」子どもの気持ちは受け止めるも、その行為をはっきり否定する。「●●したことに腹が立ったんだね。でもあなたのした行為は、間違ってるよ。
どうすればよいか、どうしていくかを共に考える。「■■さんは傷ついている。どう接していけばいいと思う？」「あなたには、こんないいところがあるのだから、これから▲▲を頑張っていこうよ。」

⑤指導と支援

いじめを受けた生徒：全校体制による継続的な見守りとケアをします。
いじめをした生徒　：状況や背景も踏まえて指導していきます。謝罪の場を設定します。

いじめの内容によっては、学校以外の人にも指導や対応に協力してもらうこともあります。

教育委員会や警察などの関係機関との適切な連携を図ります。

⑥継続指導・支援

学校での様子を伝え、保護者からは家での様子を知らせていただくことで、協力して指導後の様子を見守ります。いじめ認知、指導後から定期的に連絡をとり、発生から３カ月をめどに、いじめが止んでいるかの確認をします。

⑦再発防止

定期的なアンケートや個別教育相談による状況把握を行います。
同じことが二度と起きないように再発防止に取り組みます。

高穂中学校での取り組み

6・9 月はいじめ防止啓発強化月間

いじめは６月と９月に多い傾向がみられるため、草津市では、６月と９月を「いじめ防止啓発強化月間」として、いじめ防止の取り組みを行っています。高穂中学校でもあいさつ運動や、いじめ防止学習の授業など、さまざまな取り組みを行っています。

生徒会によるいじめ防止活動

2022 年度はいじめ防止学習を行い、各クラスでいじめスローガンを作成し、全校放送にて各クラスの人権委員が「スローガンに込めた思い」を発表しました。いじめに真剣に向き合う取り組みを行った。

＜高穂中スマホ・パソコンルール５か条＞

1. メリハリをつけて勉強しよう
   ～ 勉強中は勉強だけに集中するために ～
2. 触りすぎに気をつけよう
   ～ スマホ依存にならないために ～
3. 直接言えるか考えよう
   ～ 3回チェックの心掛け ～
4. 自分の言葉に責任を持とう
   ～ 誤解を生まないために ～
5. 困ったら大人に相談しよう
   ～ 新たなトラブルを生まないために ～

ただいま、おかえりって言いあえるまちに
みんなで広げよう、シトラスリボンプロジェクト。
Citrus Ribbon PROJECT
from ehime IN TAKAHO

いじめ防止　日めくりカレンダー

2020 年度にいじめ防止に向けてのことばを各学級で考え、それに合ったイラストを全校で募集して日めくりカレンダーを作りました。
各学級で掲示するだけではなく、まちづくりセンターにも配付して地域からいじめ防止の啓発を行っていく取り組みをしています。

スマートフォンやSNSでのトラブルやいじめが複雑になり、見えにくくなっています。

このような行為は「いじめ」です。子どもたちの様子を見守ってください。

- ●本人に許可なくインターネット上（SNSなど）に写真を投稿した。
- ●位置情報サービスで自宅などを特定し、他人に教える。
- ●もらった写真を加工して、他人に見せる。
- ●偽アカウントを作成し、第三者になりすまして悪口を書き込んだり、送信したりする。
- ●匿名性の高い質問箱などに誹謗中傷を書き込む。

個人情報	**個人情報を掲載すると、犯罪に巻き込まれる危険性があることを子どもに理解させましょう。**
誹謗中傷	**特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は、罪に問われる場合があることを伝えましょう。**
ネット対策	**インターネットの有害サイトを閲覧できないようにするフィルタリングを設定しましょう。**

SNSや掲示板で誹謗中傷・悪口を書かれて、削除したいと思ったら…

ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視して関わっていくことはできません。ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、原則として、本人または保護者が行うことになります。学校はその方法などについて助言を行い、支援します。犯罪性が高い場合は、警察に通報することも重要です。

もし、いじめに気が付いたら…家庭でどう対応するのか・・

【茨木教育委員会資料　参考】

いじめていたら

- **落ち着いて気持ちを受け止める。**
- **いじめられている子どもの気持ちを理解させる。**
- **いじめは絶対に許されないことを伝える。**
- **学校に連絡し、対応を考える。**
- **親が謝る姿を見せる。**

いじめられていたら

- **事実を丁寧に聞き、つらい気持ちを受け止める。**
- **子どもの心と体を守ることを考え、味方であることを伝える。**
- **学校と連携し、対応する。**

見て見ぬふりをしていたら

- **いじめを容認してはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめであると伝える。**
- **今後どういう行動をとればいいのか一緒に考える。**

ご相談ください

高穂中の職員一丸となり、
解決のために動き出します。

TEL：077−565−3611

【　その他の相談機関　】

こころんだいやる　077－524－2030
午前9時～午後9時

24時間子供SOSダイヤル　0120-0-78310

違法・有害情報相談センター
インターネット上の違法・有害情報に対して適切な対応を促進する目的で、対応に関するアドバイスや関連情報の提供等を行う相談窓口です。インターネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について教えてくれます。
http://www.ihaho/jp

インターネット・ホットラインセンター
インターネット上の違法・有害情報に関する通報を警察庁に情報提供し、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。相談窓口ではありません。
http://www.internethotline.jp